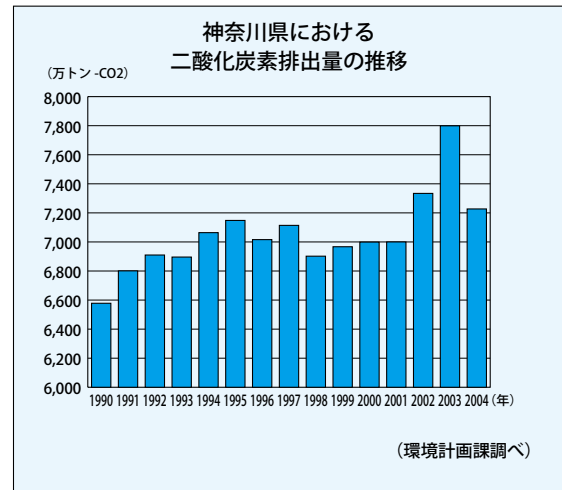


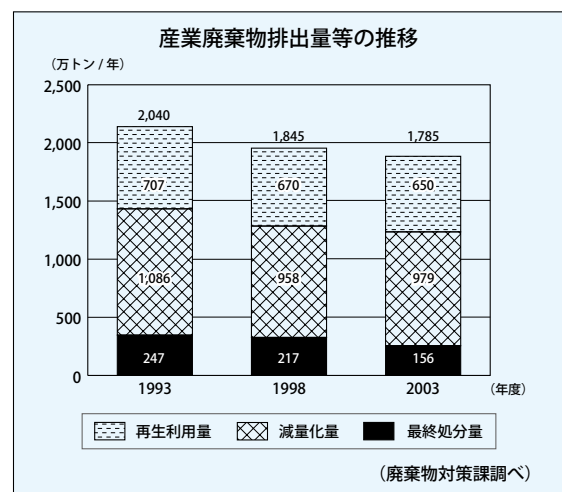
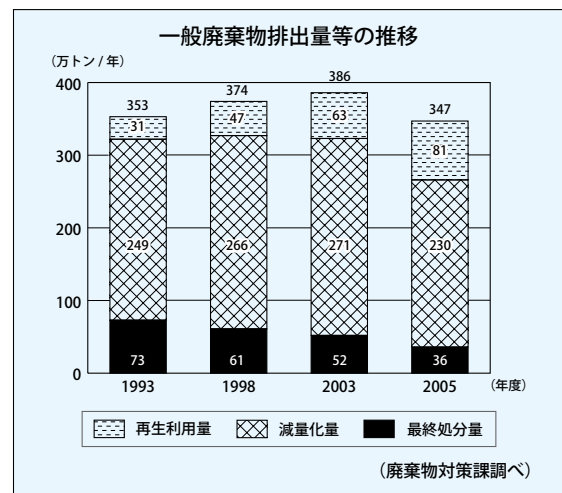
VI 環境

現状と課題

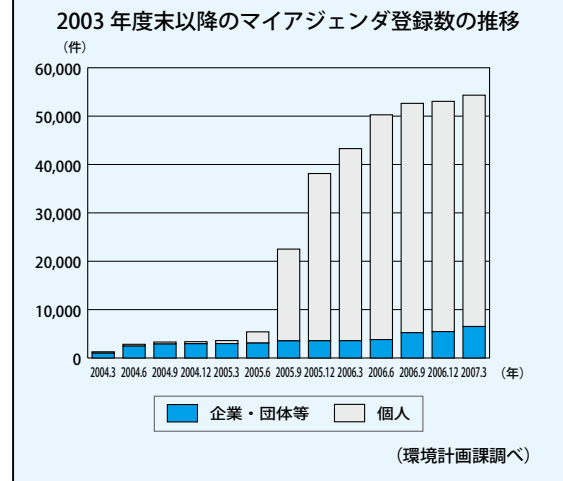
- 地球温暖化対策については、これまで普及啓発を中心に取り組んできましたが、県内の二酸化炭素排出量は、依然として京都議定書*の基準年（1990年）を上回っていることから、省エネルギー対策の強化など、削減に向けた一層の取組みが求められています。
- 二酸化炭素排出量を削減するため、太陽光発電など環境負荷の少ない新エネルギー*の導入を推進する必要があります。



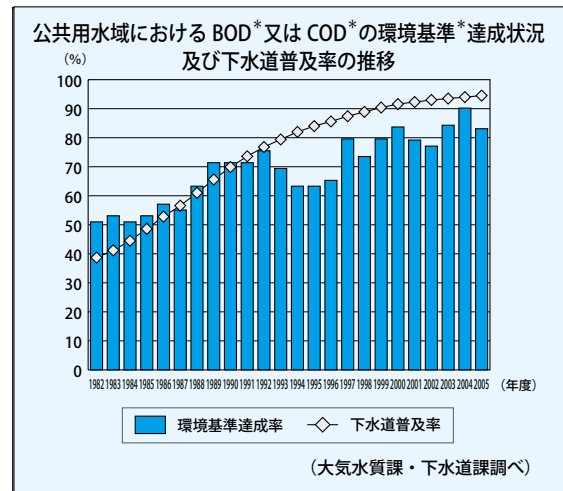
- 廃棄物問題については、これまでも、廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理の取組みを進めてきましたが、廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、最終処分場の残余容量はひっ迫していることから、循環型社会の実現に向けた取組みを一層強化する必要があります。
- 不法投棄を許さない地域づくりをめざし、未然防止対策を進めるとともに、不法投棄物の早期撤去の促進などの原状回復を進める必要があります。



- 環境に配慮した行動に自主的に取り組む「マイアジェンダ制度^注」の登録者が拡大するなど環境問題に対する県民意識の高まりが行動となってあらわれていますが、マイアジェンダ制度の一層の普及やホームページなどにより提供する環境情報の充実に努め、活動の「環」を広げていく必要があります。また、学校を含めた地域全体での環境教育を推進する必要があります。

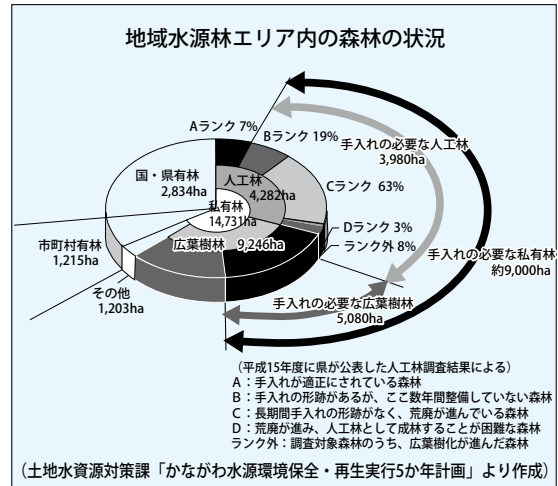


- 大気や水環境については、ディーゼル自動車規制や下水道の整備などにより、長期的には環境基準^{*}の達成率が上昇しています。生活環境の保全を図るため、引き続きこれらの取組みを進めるとともに、化学物質の自主管理の推進や、エコドライブ^{*}の推進などの取組みを進める必要があります。
- 都市化の進展や、建物からの人工排熱の増加などによって、都市部の気温が周辺よりも高くなるヒートアイランド現象^{*}の緩和に向けた取組みを進める必要があります。



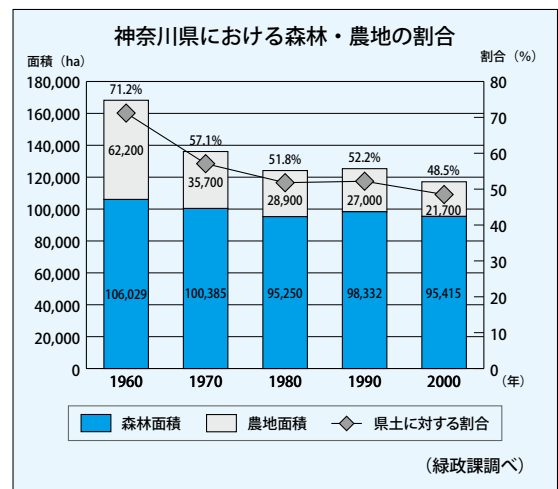
注 「新アジェンダ 21 かながわ」(県民、企業、行政で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」が策定した行動計画)のめざす持続可能な社会を実現するためのしくみで、様々な行動主体の環境配慮に向けた自主的な取組み内容を登録し、実践する制度。

- 水源地域においては、林業の経営不振等により森林荒廃が進み、水源かん養*や土砂流出防止などの公益的機能の低下が懸念されています。また、ダム集水域では、生活排水処理施設の整備の遅れなどの影響でダム湖の水質が富栄養化状態にあることから、森林の保全・再生の取り組みや水質保全対策を進める必要があります。



- 丹沢大山や水源地域における森林の荒廃、土壌の流出など、自然環境の劣化が進むとともに、野生鳥獣や外来生物による農林業被害や生態系への影響などの問題が顕在化していることから、積極的な対応が必要となっています。

- 県内のみどりは、依然として減少を続けており、特に都市部においては、緑地の手入れ不足などにより、防災や景観といった観点を含めた、みどりの質の低下もみられるため、緑地の確保とみどりの質の向上に取り組む必要があります。



施策の方向性

- 京都議定書*の発効を受けて 2006 年6月に改訂した「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」を推進することにより、二酸化炭素排出量の削減を図ります。
- 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進を図るとともに、不法投棄防止対策を進めます。
- 地域や学校における環境教育を推進・支援することにより「自ら考え、選択して行動する人」を育てるとともに、マイアジェンダ登録者のネットワーク化などにより、自主的な環境配慮の取組みの実践の環を広げていきます。
- 自動車交通環境対策や下水道整備などによる大気や水環境の保全、化学物質による環境影響の低減などにより、健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全を図るとともに、ヒートアイランド対策を実施するなど快適でうるおいのある生活環境の保全を図ります。
- 都市と里山から山間部に至るまでのみどりの保全・再生と活用を図るとともに、野生鳥獣の保護管理や外来生物の問題に取り組み、生物多様性に配慮した自然環境の保全・再生と活用を図ります。

施策の体系表

中柱	小柱	主要施策
1 地球温暖化対策などの推進	(1) 地球温暖化対策などの推進	601 地球温暖化対策の推進
		602 新エネルギー*の導入促進
		603 環境分野における人、技術、情報の国際交流
2 循環型社会づくり	(1) 循環型社会づくり	604 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進
		605 不法投棄の防止対策の推進
3 ライフスタイルや事業活動のあり方の転換	(1) ライフスタイルや事業活動のあり方の転換	606 環境に配慮した事業活動の促進
		607 環境に配慮した土地利用の推進
		608 環境にやさしいライフスタイルの促進
		609 事業者・消費者としての県の環境配慮への率先的取り組み
		610 総合的な環境教育の推進
		611 参加と協働による環境保全のためのしくみづくり
4 生活環境の保全	(1) 生活環境の保全	612 大気水質保全の取組み
		613 自動車交通環境対策の推進
		614 ヒートアイランド対策の推進
		615 化学物質の環境影響低減化の推進
		616 アスベスト*対策の推進
		617 水環境保全対策の推進
		618 地下水保全対策の推進
		619 地域の特性を生かした多彩な森林づくり
5 自然環境の保全・再生と活用	(1) 自然環境の保全・再生と活用	620 県民との協働による水源の森林づくり
		621 水源環境保全・再生を支える取組みの推進
		622 水源地域の水環境の保全
		623 丹沢大山の自然再生
		624 都市と里山のみどりの保全と活用
		625 野生鳥獣の保護管理の推進

主要施策

1 地球温暖化対策などの推進

(1) 地球温暖化対策などの推進

地球温暖化対策などについて、県民、NPO*、事業者、市町村との協働による地域からの取組みを推進するとともに、環境分野における国際協力を進めます。

601 地球温暖化対策の推進 (PJ28)	二酸化炭素排出量を削減するため、家庭や企業による省エネルギー対策を推進するしくみづくりや、環境性能に優れた電気自動車 (EV) の普及などを県民、NPO、事業者、市町村などと協働・連携して推進します。
602 新エネルギー*の導入促進 (PJ28)	地球環境にやさしいクリーンな新エネルギーの普及を図るため、家庭用太陽光発電設備の導入促進、民間事業者による導入の促進などを図るとともに、県として小水力発電*などの率先導入を進めます。
603 環境分野における人、技術、情報の国際交流	「国際環境自治体協議会 (ICLEI)」、神奈川宣言ネットワークを活用して自治体レベルでの国際環境協力を推進します。 また、県が誘致し、持続可能な社会の構築をめざしてアジア太平洋地域を主な対象として実践的かつ革新的な戦略的研究を行っている (財) 地球環境戦略研究機関を支援します。

2 循環型社会づくり

(1) 循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進を図るとともに、不法投棄の防止対策を進めます。

604 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 (PJ29)	循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の取組みを計画的に進めます。
605 不法投棄の防止対策の推進 (PJ29)	県民、事業者、市町村や県警と連携・協力しながら未然防止対策の充実・強化を進めるとともに、不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

3 ライフスタイルや事業活動のあり方の転換

(1) ライフスタイルや事業活動のあり方の転換

持続可能な社会の実現に向け、県民、NPO、事業者、行政の各行動主体が自主的な環境配慮の取り組みをするしくみづくりを進めるとともに、協働による環境保全の取り組みを行います。

606 環境に配慮した事業活動の促進	企業などが、環境保全に対する認識を深め、自主的な環境配慮、環境負荷の少ない事業活動への取り組みができるよう、普及・啓発、情報提供に努めます。
607 環境に配慮した土地利用の促進	環境に配慮した土地利用を推進するため、環境影響評価制度 ^注 及び環境配慮評価システムの適正な運用に努めます。
608 環境にやさしいライフスタイルの促進	環境負荷を軽減させるライフスタイルの定着を図るため、県民、NPO、企業、行政の各主体が協働・連携して実践活動を進めます。
609 事業者・消費者としての県の環境配慮への率先的取り組み	一事業者、一消費者として、環境マネジメントシステム*の国際規格であるISO14001のプログラムに取り組み、継続的に環境マネジメントシステムを改善することにより、率先して環境配慮の取り組みを進めます。 また、県が実施する公共工事の工事予算の一定割合を環境共生の整備等に充当するシステムを構築します。
610 総合的な環境教育の推進	NPOや事業者と連携して学校、家庭、地域における環境教育を展開するとともに、環境教育や実践活動を支援する拠点づくり、情報提供、人材育成を行います。
611 参加と協働による環境保全のためのしくみづくり	県民と行政のパートナーシップ形成の基礎となる環境情報の提供体制の充実・強化を図ります。また、参加と協働による環境保全活動のためのしくみづくりを進めます。

注 土地の形状の変更、工作物の建設などの事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全上の見地から適正な配慮がなされる手続きなど。

4 生活環境の保全

(1) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、大気環境及び水環境の環境基準*達成に向けた汚染原因物質の削減、化学物質などによる環境影響の低減化及びヒートアイランド対策を推進します。

612 大気水質保全の取組み	産業活動などによる大気及び水質の悪化を防止するため、法及び条例に基づき工場及び事業場への規制及び指導を行うとともに、大気、水質の状況の把握に努めます。
613 自動車交通環境対策の推進 (PJ28)	大気環境の改善及び地球温暖化の防止を図るため、電気自動車 (EV) などの環境性能に優れた低公害車の導入促進を実施するほか、エコドライブ*やグリーン配送*など物流のグリーン化を推進するなど自動車交通環境対策を推進します。
614 ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド現象*の予防と緩和を図るため、首都圏自治体及び県内市町村と連携して調査・研究、普及啓発を行うとともに、県施設において緑地の確保や省エネルギーなどに率先して取り組みます。 みどりの少ない都市部においては、都市公園の整備や大規模緑地など拠点となるみどりを保全するとともに、市町村と連携して屋上・壁面緑化など様々な手法によって身近なみどりを創出します。 また、環境マネジメントシステム*の普及促進などにより、省エネルギーを推進し、人工排熱の低減を図ります。
615 化学物質の環境影響低減化の推進	事業者による化学物質の自主管理の推進や排出量削減指導を行うことにより、化学物質の環境中への排出を低減します。
616 アスベスト*対策の推進	アスベストの飛散防止と県民不安を解消するため、アスベスト除去工事の作業基準の遵守・徹底を図るとともに、正確な情報の提供に努めます。
617 水環境保全対策の推進	公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の整備を支援することにより、公共用水域*の水質を改善 (PJ32) します。 また、本県の水道水源である相模川、酒匂川について、県外上流域を含めて県民、事業者、市町村と一体となって流域環境保全行動を進めます。(PJ32)
618 地下水保全対策の推進	地下水及び土壌の汚染を把握し、地下水汚染の浄化対策及び土壌汚染対策の推進などにより、地下水の保全を図るとともに、地盤沈下を防止します。

5 自然環境の保全・再生と活用

(1) 自然環境の保全・再生と活用

丹沢大山や水源の森林などの森林地域のみどりや、地域制緑地*などの都市と里山のみどりについて、保全・再生と活用を促進するとともに、野生鳥獣の保護と野生鳥獣による被害への対応に取り組めます。

<p>619 地域の特性を生かした多彩な森林づくり</p>	<p>県土保全や水源かん養*など森林のもつ公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備と治山事業を推進します。</p> <p>また、森林資源の有効活用と森林のもつ公益的機能の高度発揮を促進するため、地域の特性に応じた森林管理や、造林補助などを通じた多彩な森林づくりを推進します。</p> <p>さらに、病虫害害、気象災害、山火事などの森林被害に対する対策の推進、「花粉の少ないスギ・ヒノキ」の植林や「花粉のないスギ」の実用化等を進めます。</p>
<p>620 県民との協働による水源の森林づくり (PJ32)</p>	<p>水源かん養など森林のもつ公益的機能を高めるため、水源の森林エリア内において、私有林の公的管理・支援を推進します。また、県民と協働して水源の森林づくりを推進するため、植樹祭・街頭キャンペーンなどの開催や、赤ちゃんの生まれたご家族に記念として苗木を寄付していただく「成長の森」づくりを進めるとともに、県民参加による森林ボランティア活動への支援を行います。</p>
<p>621 水源環境保全・再生を支える取組みの推進 (PJ32)</p>	<p>森林の整備や水源に流入する汚濁負荷の軽減など、地域において主体的に取り組む水源環境保全・再生施策を支援するとともに、県民全体で水源環境保全・再生を推進するしくみを創設し、良質な水の安定的な確保をめざします。</p>
<p>622 水源地域の水環境の保全</p>	<p>エアレーション*装置の稼働や植物浄化施設の整備により、水質浄化を図るとともに、上流域の災害防止や有効貯水容量の回復を図るため堆積土砂*の除去を行い、流入土砂の抑制を進めます。(PJ32) また、砂防設備を整備し、水源地域の堆砂対策などを進めます。</p>
<p>623 丹沢大山の自然再生 (PJ30)</p>	<p>丹沢大山の自然環境の保全・再生のため、ブナ林の衰退、ニホンジカによる被害の増大、希少動植物の減少、自然公園の過剰利用などの課題解決に向けて、県民と協働して自然再生に取り組めます。</p>
<p>624 都市と里山のみどりの保全と活用 (PJ31)</p>	<p>人と生き物と生活空間を育むみどり豊かな神奈川をめざし、県民や市町村と協働・連携して、地域制緑地の指定や買入、かながわナショナル・トラスト運動^{注1}の推進、みどりの協定^{注2}の締結、維持管理の促進など、都市のみどりの量の確保と質の向上に取り組み、水とみどりのネットワークの形成を図ります。</p> <p>また、県民と市町村との協働・連携による里地里山の保全活動の推進を図ります。</p>
<p>625 野生鳥獣の保護管理の推進</p>	<p>野生鳥獣の適正な管理と生息環境の整備によるバランスのとれた保護と被害対策事業 (PJ30) に取り組むとともに、特定外来生物であるアライグマの防除 (PJ31) を行います。</p>

注1 神奈川県では、(財)かながわトラストみどり財団とかながわトラストみどり基金が一体となり市町村などと連携して緑地保全などのナショナル・トラスト運動を推進している。

注2 自然環境保全条例に基づき、住宅団地の造成、事業所の建設、土砂の採取など1ha以上の開発行為を対象とし、法令等に基づく開発許認可などの際に開発面積の20%以上の緑地を確保するという内容で、開発行為者と県知事が結ぶ協定。

